処　　分　　基　　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第９条の３の２第２項	
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定の解除	
原権者（委任先）：福井県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３の２第１項（クロスボウ射撃指導員）・第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条の２（クロスボウ射撃指導員の基準）	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条の２各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 （１）「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （２）「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （３）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。	
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）	
備　　考：	